

神大寺小学校 P T A 規 約 令 和 3 年 度 改 正 箇 所 に つ い て

変更前条文	変更後条文	変更理由
<p>第一章 総 則</p> <p>第一条 (名 称) 本会は神大寺小学校 P T A (保護者と教職員の会) と称し、事務所を神大寺小学校に置く。</p> <p>第二条 (性 格) 本会は民主的教育団体である。</p> <p>新設</p> <p>第三条 (目 的) 本会の目的は下記のとおりである。</p> <p>1. 家庭、学校および社会の協力によって児童青少年の保護育成および福祉の増進をはかる。</p> <p>2. 民主的教育の理解を深めこれを発展させる。</p> <p>3. 児童青少年の教育的環境の整備につとめる。</p> <p>4. 家庭生活および社会生活を向上させるため成人教育を盛んにする。</p> <p>5. P T A 相互の緊密な連絡をはかり、その活動の進展をたすける。</p> <p>6. 国際親善と世界平和につとめる。</p> <p>第四条 (方 針) 本会は下記の方針に基づき活動をする。</p> <p>1. 本会は特定の政党や宗教にかたよることなく、営利を目的とする行為は行わない。</p> <p>2. 本会または役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。</p> <p>3. 本会は児童青少年の福祉のために活動する他の社会教育団体及び機関と協力する。</p> <p>4. 学校の人事、その他管理には干渉しない。</p> <p>新設</p> <p>第二章 会 員</p> <p>第五条 (会員の種類) 本会の会員となることのできる者は次のとおりである。</p> <p>1. 本校児童の保護者。</p> <p>2. 本校に勤務する校長、副校長および教職員 (以下教職員という) ・会員はすべて平等の権利と義務を有する。</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>第三章 役員ならびに会計監査</p> <p>第六条 (役員の種類) 本会の役員は次のとおりである。</p> <p>1. 会 長 一名 保護者</p> <p>2. 副 会 長 二名 保護者</p> <p>3. 書 記 二名 保護者・教職員 各一名</p> <p>4. 会 計 二名 保護者・教職員 各一名</p> <p>5. 会計監査 三名 保護者</p> <p>第七条 (役員任期) 役員任期は一年とし再任を妨げない。</p> <p>新設</p> <p>第八条 (役員兼任) 役員は兼任することができない。</p> <p>第九条 (役員選任) 役員は次の方法により選任および就任する。ただし教職員の書記および会計は校長に一任する。</p> <p>1. 次の方法により選出された八名の委員からなる役員候補者推薦委員会を作る。</p>	<p>第一章 総 則</p> <p>第一条 (名 称) この会は神大寺小学校 P T A (以下「本会」という。) という。</p> <p>削除</p> <p>第二条 (事務所) 本会は事務所を横浜市神大寺小学校 (以下「本校」という) 内におく。</p> <p>第三条 (目 的) 本会は、本校に通う児童の保護者 (以下「保護者」という) と本校に勤務する校長、副校長及び教職員 (以下「教職員」という) が協力し、家庭と学校と社会における子どもたちの健全な成長をはかることを目的とする。</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>第四条 (方 針) 本会は民主的団体として下記の方針に基づき活動をする。</p> <p>1. 本会は特定の政党や宗教にかたよることなく、営利を目的とする行為は行わない。</p> <p>2. 本会または役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。</p> <p>3. 本会は児童青少年の福祉のために活動する他の社会教育団体及び機関と協力する。</p> <p>4. 学校の人事、その他管理には干渉しない。</p> <p>第五条 (活 動) 本会は第三条の目的を達成するために、次の活動を行う。</p> <p>1. 保護者と学校との緊密な連絡によって、子どもたちの生活指導をする。</p> <p>2. 保護者、学校及び地域と協力して子どもたちの安全な生活環境を作る。</p> <p>3. 保護者と学校が協力して子どもたちのより楽しい学びの環境を作る。</p> <p>4. 会員相互間の親睦を深める。</p> <p>第二章 会 員</p> <p>第六条 (会員の資格) 1. 本会の会員となることのできる者は次のとおりである。</p> <p>(1) 保護者</p> <p>(2) 教職員</p> <p>2. 会員はすべて平等の権利と義務を有する。</p> <p>3. 会員は毎年行う入会の意思確認による意思表示をもって会員資格を取得する。</p> <p>第三章 役員及び会計監査</p> <p>第七条 (役員の種類) 本会は次の役員をおく。</p> <p>1. 会 長 1名 (保護者)</p> <p>2. 副 会 長 2名 (保護者)</p> <p>3. 書 記 2名 (保護者・教職員 各1名)</p> <p>4. 会 計 2名 (保護者 1名・教職員 1名)</p> <p>5. 会計監査 3名 (保護者)</p> <p>第八条 (役員任期) 1. 役員任期は一年とし再任を妨げない。ただし、会計及び会計監査においては在任年度の収支報告書の作成及び監査終了までをその任期とする。</p> <p>2. 任期終了後でも、後任者との事務引継ぎに関して協力するように努める。</p> <p>第九条 (役員兼任) 役員は兼任することができない。</p> <p>第十条 (役員選任) 役員は役員候補者推薦委員会において選出する。なお選出手続き等は細則で定める。ただし教職員の書記および会計は校長に一任する。</p> <p>削除</p>	<p>名称と所在地を分ける</p> <p>条文としての独立の必要性がないため第四条への組み込む</p> <p>名称と所在地を分ける</p> <p>用語の定義と「子どもたちのための活動」という事をより明確にする</p> <p>1～4項の具体的な目的については第五条 (活動) という形で新しい条文を新設し「子どもたちのための活動」という事をより明確にする</p> <p>旧第二条の (性格) をここで反映させる。</p> <p>条文番号及び表記の変更</p> <p>第三条で規定する定義へ表記の変更</p> <p>第三条で規定する定義へ表記の変更及び権利については独立させる権利に関して明確にする</p> <p>任意加入の団体である事を明確にする</p> <p>表記の変更</p> <p>条文番号の変更</p> <p>表記の変更</p> <p>表記の変更</p> <p>表記の変更</p> <p>表記の変更</p> <p>表記の変更</p> <p>協力をしない人はいないと思うがあえて明文化をする</p> <p>選出方法について実情に合わせた変更をしやすいよう細則に定めることとし実務役員会への委任事項とする。</p>

神大寺小学校 P T A 規 約 令 和 3 年 度 改 正 箇 所 に つ い て

変更前条文	変更後条文	変更理由
<p>(1) 各学級の保護者の中から互選により一名の学級代表を選出し、学級代表の互選により六名の委員を選出する。</p> <p>(2) 教職員の中から互選により二名の委員を選出する。</p> <p>(3) 推薦委員の氏名を会員に公表する。</p> <p>2. 役員候補者推薦委員会は P T A 会長および P T A 役員候補者を会員より公募することとする。</p> <p>3. 推薦委員会は各役員につき定数またはそれ以上の候補者を本人の同意を得て信任投票の少なくとも十日前に会員に公示する。</p> <p>4. 役員は年度末に信任投票をもって選出される。</p> <p>5. 新たに選ばれた役員の就任は四月一日とする。</p> <p>6. 不測の事態が生じた場合、補充の人選は会長、校長に一任する。</p> <p>7. 公募資料については校長室に保管することとする。</p>	<p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p>	
<p>第十条 (役員の仕事)</p> <p>役員の仕事は次のとおりである。</p> <p>1. 会長は本会を代表する。総会、役員会および実行委員会は会長または会長の指名する者が司会をする。</p> <p>2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその代理をつとめる。</p> <p>3. 書記は総会、役員会および実行委員会の議事を記録し、各種会合の通知等の庶務事項をつかさどる。</p> <p>4. 会計は本会の収入支出の金銭その他の財産の管理をなし、次年度始め総会に会計監査の承認を得た決算の報告をする。</p> <p>5. 会計監査はその年度の会計を監査し、その結果を次年度始め総会に報告する。</p>	<p>第十一条 (役員の仕事)</p> <p>役員の仕事は次のとおりである。</p> <p>1. 会長は本会を代表する。</p> <p>2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその代理をつとめる。</p> <p>3. 書記は総会、役員会および実行委員会の議事を記録し、各種会合の通知等の庶務事項をつかさどる。</p> <p>4. 会計は本会の収入支出の金銭その他の財産の管理をなし、次年度始め総会に会計監査の承認を得た決算の報告をする。</p> <p>5. 会計監査はその年度の会計を監査し、その結果を次年度の定期総会において報告する。</p>	<p>条文番号の修正</p> <p>司会について規定する必要性がないため削除</p>
<p>第四章 集 会</p> <p>新設</p>	<p>第四章 会 議</p> <p>第十二条</p> <p>本会には次の会議をおく。</p> <p>1. 総会</p> <p>2. 実行委員会</p> <p>3. 役員会</p>	<p>表記の変更</p> <p>大分類としての会議についての定義を明確化する</p>
<p>第十一条 (総 会)</p> <p>総会は最高の決議機関であり、定期総会、臨時総会および紙面総会とする。</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>定期総会は、各年度一回、原則として五月に開催する。</p> <p>新設</p> <p>臨時総会は会員の五分の一以上のものが会議の目的事項を示して要求したときまたは役員会、実行委員会が必要と認めるとき会長がこれを招集する。</p> <p>紙面総会は臨時総会の開催が必要とされたとき、臨時総会を開催しなくとも紙面決議で臨時総会を開催したと認めすることができる。</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>新設</p>	<p>第十三条 (総会)</p> <p>総会は、この会の最高決議機関である。</p> <p>1. 構成</p> <p>全会員によって構成される</p> <p>2. 総会の種類</p> <p>総会は定期総会・臨時総会がある。</p> <p>① 定期総会</p> <p>定期総会は、各年度一回、原則として五月に開催する。やむを得ない事情により開催が出来ない場合、会長は開催を延期することが出来る。</p> <p>② 臨時総会</p> <p>臨時総会は次のいずれかの場合に開催できる</p> <p>イ 会員の五分の一以上のものが会議の目的事項を示して要求したとき</p> <p>ロ 役員会又は実行委員会が必要と認めるとき</p> <p>削除</p> <p>3. 開催方法</p> <p>総会は会長が招集し、開催日の少なくとも7日前までに開催日時・場所及び付議すべき議案を書面もしくは電磁的記録により通知をしなければならない。</p> <p>4. 成立</p> <p>総会は会員の五分の一の出席で成立する。ただし、委任状を含む。</p> <p>5. 決議方法</p> <p>出席者及び委任状の過半数により決議される。</p> <p>6. みなし決議</p> <p>実行委員会が定期総会又は臨時総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき過半数の会員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の定期総会又は臨時総会の決議があったものとみなす。</p> <p>7. 付議事項</p> <p>以下の事項については総会において決議をしなければならない。</p> <p>(1) 規約の改廃</p> <p>(2) 活動報告及び収支決算報告</p> <p>(3) 新年度計画案及び予算案</p> <p>(4) その他会長が必要と認めた事項</p>	<p>条文番号の修正</p> <p>総会の定義を明確にし紙面総会としていたものは第十三条6項(みなし決議)として規定する。</p> <p>総会の定義づけ</p> <p>総会の定義づけ</p> <p>昨年のコロナのように、今後集会が出来ない場合のために追加</p> <p>役員会の単独でも開催が可能であることを明確にする</p> <p>定期総会においても書面による開催及び決議を可能にするため紙面総会ではなく第十三条6項のみなし決議として手続化する</p> <p>手続き条文の整理</p> <p>手続き条文の整理</p> <p>手続き条文の整理</p> <p>定期総会においても書面による開催及び決議を可能にするため</p> <p>総会での決議を必要とする事項の明確化</p>
<p>第十二条 (その他の会議)</p> <p>役員会、実行委員会、各種委員会は必要に応じてそれぞれの長がこれを招集する。</p> <p>前項の会議において不十分とみなされた案件については役員委員のすべてによって委員総会をひらくことができる。</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>新設</p>	<p>第十四条 (実行委員会)</p> <p>実行委員会は総会に次ぐ決議機関である。</p> <p>削除</p> <p>1. 構成</p> <p>本会の役員と常任委員会の正副委員長および校長、副校長によって構成される</p> <p>2. 開催方法</p> <p>役員会は会長が招集し、開催日の少なくとも5日前までに開催日時・場所及び付議すべき議案を書面もしくは電磁的記録により通知をしなければならない。</p> <p>3. 成立</p> <p>実行委員会は役員及び常任委員会の正副委員長の三分の二の出席で成立する。ただし、委任状を含む。</p>	<p>表記の変更</p> <p>実行委員会の定義づけ</p> <p>実行委員会の定義づけ</p> <p>手続き条文の整理</p> <p>手続き条文の整理</p>

神大寺小学校 P T A 規 約 令 和 3 年 度 改 正 箇 所 に つ い て

変更前条文	変更後条文	変更理由
<p>新設</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>第十三条（定員数および決議）</p> <p>1. 総会の定足数は会員世帯数の五分の一とする。 委任状はこれを認める。</p> <p>2. その他の会議は定員の過半数の出席により成立する。</p> <p>3. 全ての会議の議決は出席会員の過半数による。</p>	<p>4. 決議方法 <u>出席者及び委任状の過半数により決議される。</u></p> <p>5. 付議事項 <u>以下の事項は、実行委員会において決議する。</u></p> <p>(1) 本会の目的および能力に応じた各種企画の承認</p> <p>(2) 総会議案の決議</p> <p>(3) 運営に関する細則の改版</p> <p>(4) 総会提出議案の審議ならびに収支報告書等の作成。</p> <p>(5) その他会長諮問事項の審議。</p>	<p>手続き条文の整理</p> <p>実行委員会の役割と権限の明確化</p>
<p>第十三条（定員数および決議）</p> <p>1. 総会の定足数は会員世帯数の五分の一とする。 委任状はこれを認める。</p> <p>2. その他の会議は定員の過半数の出席により成立する。</p> <p>3. 全ての会議の議決は出席会員の過半数による。</p>	<p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p>	<p>第十三条（総会）に組み込む</p> <p>第十三条（総会）に組み込む</p> <p>第十三条（総会）に組み込む</p> <p>第十三条（総会）に組み込む</p> <p>第十三条（総会）に組み込む</p>
<p>新設</p> <p>新設</p> <p>第五章 実行委員会</p>	<p><u>第十五条（役員会）</u> <u>役員会は、必要に応じて会長が招集する。また、本会は、会長、副会長、書記及び会計により構成される。</u></p> <p>削除</p>	<p>手続きの整理</p> <p>第四章へ組み込む</p>
<p>第十四条（構成）</p> <p>実行委員会は本会の正副会長、書記、会計、常任委員会の正副委員長および校長、副校長によって構成される。</p> <p>第十五条（任務）</p> <p>1. 常任委員会および特別委員会の正副委員長の承認。</p> <p>2. 本会の目的および能力に応じた各種の企画。</p> <p>3. 各種委員会によって立案された事業計画の審議。</p> <p>4. 総会提出議案の審議ならびに報告書等の作成。</p> <p>5. 総会委任事項の処理。</p> <p>6. 役員および委員長に欠員を生じた場合の補欠。</p> <p>7. その他会長諮問事項の審議。</p>	<p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p>	<p>第四章へ組み込む</p> <p>第四章へ組み込む</p>
<p>第六章 各種委員会</p>	<p>第五章 各種委員会</p>	<p>章番号の修正</p>
<p>第十六条（委員会の種類）</p> <p>委員会は常任委員会、特別委員会、役員候補者推薦委員会の三種がある。</p>	<p>第十六条（委員会の種類）</p> <p>委員会は常任委員会、特別委員会、役員候補者推薦委員会の三種がある。</p>	
<p>第十七条（委員の選出）</p> <p>委員は次の方法により選出する。</p> <p>1. 各学年または各学級の会員の互選によりそれぞれ四名を選出し、校外委員に対しては、地区より会員の互選によりそれぞれ一名を選出する。</p> <p>2. 校長、副校長以外の教職員は委員となる。</p>	<p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p>	<p>選出方法について実情に合わせた変更をしやすいよう細則に定めることとし実務役員会への委任事項とする。</p>
<p>第十八条（常任委員会の構成）</p> <p>常任委員会は第十七条の委員をもって構成する。</p>	<p>削除</p> <p>削除</p>	<p>選出方法について実情に合わせた変更をしやすいよう細則に定めることとし実務役員会への委任事項とする。</p>
<p>第十九条（正副委員長の選任）</p> <p>常任委員会の正副委員長は各委員会の委員の互選により選出する。</p>	<p>削除</p> <p>削除</p>	<p>選出方法について実情に合わせた変更をしやすいよう細則に定めることとし実務役員会への委任事項とする。</p>
<p>第二十条（委員長の任期）</p> <p>前条により選任された正副委員長の任期は一年とする。ただし再選を妨げない。</p>	<p>削除</p> <p>削除</p>	<p>選出方法について実情に合わせた変更をしやすいよう細則に定めることとし実務役員会への委任事項とする。</p>
<p>第二十一条（常任委員会）</p> <p>常任委員会には学級保健委員会、成人委員会、校外指導委員会、広報委員会がある。</p> <p>実行委員会が必要ありと認めたときは前項の委員会を増し、または減することができる。</p>	<p><u>第十七条（常任委員会）</u> <u>本会の活動を促進し、運営を円滑にするため、またより専門的に実施するために常任委員会をおく。常任委員会について必要な事項は細則で定める。</u></p> <p>削除</p>	<p>条文番号修正</p> <p>活動及び選出方法について実情に合わせた変更をしやすいよう細則に定めることとし実務役員会への委任事項とする。</p>
<p>第二十二条（特別委員会）</p> <p>会員は必要に応じその目的を達成するため実行委員会にはかつて、特別の委員会構成をすることができる。</p>	<p><u>第十八条（特別委員会）</u> <u>会員は必要に応じその目的を達成するため実行委員会にはかつて、特別の委員会構成をすることができる。</u></p>	<p>条文番号修正</p>
<p>新設</p> <p>新設</p>	<p><u>第十九条（役員候補者推薦委員会）</u> <u>本会の役員候補者を選出するために、役員候補者推薦委員会をおく。役員候補者推薦委員会について必要な事項は細則で定める。</u></p>	<p>活動及び選出方法について実情に合わせた変更をしやすいよう細則に定めることとし実務役員会への委任事項とする。</p>
<p>第二十三条（委員会の任務）</p> <p>委員会の任務は次のとおりである。</p> <p>1. 学級保健委員会は保護者と教職員の共通理解のもとに児童教育に協力し、児童、会員の健康安全の向上と保健環境整備に協力する。</p>	<p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p>	<p>活動内容について実情に合わせた変更をしやすいよう細則に定めることとし実務役員会への委任事項とする。</p>

神大寺小学校 P T A 規 約 令 和 3 年 度 改 正 箇 所 に つ い て

変更前条文	変更後条文	変更理由
2. 成人委員会は会員の教養を高め社会教育に協力するとともに福利厚生につとめる。 3. 校外指導委員会は校外指導につとめるとともに教育環境整備に協力する。 4. 広報委員会は各種委員会の伝達、会報発行等の事業を行い会員相互の連絡を密にする。 5. 役員候補者推薦委員会選挙に提出する役員候補者を推薦する。 6. 実行委員会により設置される特別委員会はそれぞれ設置の目的に従う任務を行う。	削除 削除 削除 削除 削除	
第七章 会 計	第六章 会 計	章番号の修正
第二十四条 (経 費) 本会の経費は会費およびその他の収入をもって支弁する。 新設	第二十条 (経 費) 1. 本会の経費は会費およびその他の収入をもって支弁する。 2. <u>会費は、本会の活動以外に使用してはならない。</u>	条文番号修正 あらためて活動外への支出禁止の明文化
第二十五条 (会 費) 新設 会費は月額一世帯三百五十円として定める日までに納入する。 新設 新設	第二十一条 (会 費) <u>会員は次の会費を納めることとする。</u> 1. <u>会費は1世帯及び1教職員につき年額四千二百円とする。</u> 2. <u>会費の徴収は年1回6月の定める日に行う。</u>	条文番号修正 会員となることは会費を納めることも同時に承諾している事を明確にする 月額表記から年額表記へ変更 (会費に関しては月額 of 役員提供に対する対価性はないため)
第二十六条 (予 算) 本会の経費は第三条の目的達成のため毎年度始めに予算審議会において予算案を立案し実行委員会の審議を経、年度初めの総会にはかつて年度予算を決定する。	第二十三条 (予 算) 本会の経費は第三条の目的達成のため毎年度始めに役員会において予算案を立案し実行委員会の審議を経、年度初めの総会にはかつて年度予算を決定する。	条文番号修正
第二十七条 (会計年度) 本会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わる。	第二十四条 (会計年度) 本会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わる。	条文番号修正
第八章 個人情報保護	第七章 個人情報保護	章番号の修正
第二十八条 (個人情報保護の取り扱い) 本会が P T A 活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。	第二十五条 (個人情報保護の取り扱い) 本会が P T A 活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。	条文番号修正
第九章 附 則	第八章 附 則	章番号の修正
第二十九条 (規約改正) 本会の規約は総会において出席者の三分の二以上の賛成により改正することができる。また紙面総会においては紙面総会決議の三分の二以上の賛成により改正することができる。ただし総会開催の通知および改正案を一週間前に会員に知らせなければならない。 新設 新設	第二十六条 (規約改正) 本会の規約は総会において出席者の三分の二以上の賛成により改正することができる。ただし総会開催の通知および改正案を 7 日前に会員に知らせなければならない。 第二十七条 (細則) <u>本会の運営に関する細則は実行委員会において定める。</u>	条文番号修正 条文番号修正
第三十条 (実施の期日) 新設 新設 改正規約を昭和五十四年四月一日より施行する。 改正規約 (九条の 6、二十五条) を昭和六十三年四月一日より施行する。 改正規約 (二十一条、二十三条の 4) を平成十年四月一日より施行する。 改正規約 (七条の 1) を平成十年四月一日より施行する。 改正規約を平成十三年六月一日より施行する。 改正規約 (九条 2, 3, 4, 5, 6, 7) を平成二十一年四月一日より施行する。 改正規約 (七条) を平成二十一年二月一日より施行する。 改正規約 (七条の 1、二十一条、二十三条の 1) を平成二十八年四月一日より施行する。 改正規約 (十一条、第八章、第二十八条、第九章、第二十九条、第三十条) を令和元年五月二十一日より施行する。 改正規約 (二十五条) を令和二年四月一日より施行する。	第二十八条 (実施の期日) <u>改正規約を令和三年四月一日より施行する。</u> 付則 <u>昭和五十四年四月一日 改正</u> <u>昭和六十三年四月一日 一部改正</u> <u>平成十年四月一日 一部改正</u> <u>平成十年四月一日 一部改正</u> <u>平成十三年六月一日 改正</u> <u>平成二十一年四月一日 一部改正</u> <u>平成二十一年二月一日 一部改正</u> <u>平成二十八年四月一日 一部改正</u> <u>令和元年五月二十一日 一部改正</u> <u>令和二年四月一日 一部改正</u>	条文番号修正、冒頭に最新の実施期日を明記し、改正履歴は日付と内容のみとし付則でまとめる。